

平成25年度 第5回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年7月4日(木) 午後1時45分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第5回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年7月4日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第 8号 青梅市立中学校教員の人事異動について

議案第 9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第10号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について

議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 スクールソーシャルワーカーの配置について（指導室）
- 3 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）
- 4 学校給食用食材の放射性物質検査について（学校給食センター）
- 5 青梅市立第二小学校給食調理業務委託について（学校給食センター）
- 6 青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について（社会教育課）
- 7 青梅市永山ふれあいセンターの施設利用および物品の販売行為について（社会教育課）
- 8 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館管理課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 平成25年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」の開催について（指導室）
 - イ ピーター・フランクル氏講演会開催について（社会教育課）
 - ウ 子ども体験塾「水の中のいきもの博物館」について（社会教育課）
 - エ 子ども発掘体験塾実施について（文化課）
 - オ 収蔵品展「青梅の木・花・鳥展」開催について（文化課）
 - カ 企画展「解決!!美術のはてな？」開催と夏休み子ども講座（ワークショップ）の実施

について（文化課）

（3）事業等の実施結果について

ア 平成25年度学校基本調査結果について（総務課）

イ 第1回わがまち青梅講座実施結果について（文化課）

ウ 青梅市立美術館市民ギャラリーを利用したチャリティー事業の実施結果について（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について（指導室）
- 2 青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後 1 時 45 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 25 年度第 5 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成 25 年 3 月 28 日開催の第 21 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 21 回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 19 回臨時会、第 20 回臨時会および平成 25 年度第 1 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 2 点、お話しさせていただきます。

1 点は、昨年度の放課後子ども教室の報告書をいただきまして、昨年度 2 校計画していて、かなり内容も充実してきているなどと思って、感謝したいと思っています。また、延べの参加の児童数を見ても、1 万人を超えていまして、すごいことだなどと思っております。毎年お話しさせていただくんですけども、本当にコーディネーターを初め管理者の方のご尽力に、本当に感謝申し上げたいと思います。

報告の内容を見てみましたら、学力の問題と絡めてしまっはいけないんでしょうけれども、宿題とか、学習とかいうのがずいぶんありまして、ひよっとしたらこれは家庭学習、いわゆる私たちが求めている家庭における学習のかなりの部分を補完してくださっている方がいらしてるという実感があるんじゃないかなと思いますので、この辺との連携も含めて、学力の問題をまた考えていく必要があるかなということをおもいました。それが 1 点です。

2 点目は、芸術・文化関係なんですけれども、最近よく個展とかグループ展にお邪魔するんで

すが、1週間か2週間前に、青梅駅前のパン屋さんの隣に、明星大学が展示している小さなスペースがあります。そこで、夕方8時か9時頃、学生さんが展示替えをしているところを、何人も市民の方が、ああ、こうやってやるのかという感じでニコニコしながら見ていて、とってもいい雰囲気でした。教育委員会とは直接関係ないんですけども、西分の青梅市織物協同組合の建物がいろいろな展示会に使われていますが、そこをひとつの芸術の発信の核とできるような動きをしていきたいというような話もあります。おそらくあの辺を中心に、それから市役所との間の通りとか、開発も含めていろいろ検討され始めていますので、私たちも積極的に情報を集め、支援をしていくということが大事じゃないかということを改めて感じました。

【委員】 学力向上の件は後で議論があると思うんですが、先日、第三小学校の学校訪問に行ったときに、その取組内容でかなり参考になるものがあつたような気がしたので、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、しっかりと東京都あるいは国の学力調査の点数を目標にしてやられていたと。それが非常に向上したから我々に見せてくれたのかなと思わなくもないんですが、グラフに書いて、ぼんぼんぼんと、かなり平均に近づきましたよというようなことで、かなりストレートにそれを目標に取り組まれているということです。その取組の中身としては、やはり低・中学年で算数なんかどこかつまづきがあるというのが課題であつてというようなお話だったんです。じゃ、それは具体的にはどこですかということまではなかったんですが、やはり5年生で学力調査をしても、そこでついていけなくなるわけでは決してなくて、2年生か3年生かわからないですけど、あるポイントでついていかれなくなって、それがそのままどんどん差になってしまうということであると、力を入れるべきポイントというのが低・中学年のところなのかなということ、そういうお話を聞いて思いました。

それから、実際、3年生の算数で少人数クラスをやられているんですけども、一人なかなかユニークな先生がいらっしゃったんですが、その先生は毎回の授業で全員を指して答えさせているので、あれだったら、つまづいた子はちゃんとわかるんじゃないかなと思ったんです。あとは、それをどうフォローするかという問題なんですけれども、できる子というのはある意味では放つといってもできる。つまづいた子に少し手をかけるというか、何かそういう方法論をうまくつくっていくと、少なくとも低・中学年で落ちこぼれない。そうすれば、全体としての学力向上につながるんじゃないかなと、ちょっと三小の授業を見て思いましたので、ぜひ仮説を立てて、どこかの学校で取り組んでほしいなという印象でした。

【委員】 ○○先生と○○先生のお話の続きみたいになってしまうんですけども、今年度から2校ふえた夕焼けランドの三小の体験塾にお邪魔してきました。その日は80名以上の参加者があつたということで、皆さんの期待がすごく高くて、受け入れる側もびっくりする人数が体験日に来たよという話だったんです。参加させたお母さんたちから後日伺いましたら、汗びっしょりになってすっきりした顔をして帰ってきたというような声が聞かれました。子どもたちが安心して思いっきり遊べるという場所、昔だったら当たり前前に近所にあつた場所が今本当に減って、安

心という面でもいろいろあつたりするので、そういう安心して思いっきり遊べる場所をふやして下さったことに感謝したいというようなお話を、お母さんたちから伺いました。

安心といえば、気になる事件で、練馬区で下校中の小学生がナイフで傷つけられるという事件があつて、事件発生前に不審者の発生とか暴行事件などが頻発していたにもかかわらずメール配信をしなかったということをテレビのニュースで見ました。その点では、青梅市では市からも学校からも小まめに情報をいただいているので、これからも保護者への迅速な情報の提供と、親だけでは無理な子どもたちの見守りというのを、地域社会で協力していただくというような呼びかけも続けていただきたいと思います。

それから、6月27日に市内の司書教諭の先生方の研修会がありまして、それを見学させていただきました。パネルシアターといいまして、布の画面に絵を貼ってお話を展開していくというパネルシアターの第一人者と言われる古宇田亮順先生をお招きしての講演会で、日本だけでなく世界でも活躍していらっしゃる先生で、間近で見せていただくという貴重な時間をいただき、ありがとうございました。その日は、図書の支援員さんも参加していいという連絡をしていただいたので、ほとんどの方が参加してくださって、皆さん終わってからも熱心に質問をされていました。その後、支援員さんたちご自身で勉強会もされるということなので、その場にもお邪魔したんですが、いろいろな話を伺う中で、一点だけ気になったのが、図書室の本の管理の問題で、内容の古い本や壊れてしまった本の廃棄基準とか、紛失してしまったものの手続が厳密でないので、例えば20年以上前の自然科学系の本がまだ大事に並べてあつたり、書類上の登録されている冊数より実際の蔵書数がかなり少ないんじゃないかという学校も多くあるということでした。ただ、長い年月の積み重ねで冊数がおかしな計算になっているので、現在の担当の先生方とか支援員さんだけではちょっと手がつけられないような感じだという声も聞かれました。制度をきちんとして事務方の方に統一していただくとか、数もどこかで一度リセットしないといけないんじゃないかなと思います。その場では皆さんのお話を伺うだけでお返事はできなかったんですけども、そういった問題があるそうです。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料1、平成25年第2回市議会（定例会）報告にもとづきましてご報告申し上げます。

6月議会の会期は平成25年5月30日から6月13日までの15日間で、本会議は5月30日、31日、6月3日及び13日の4日間の日程で行われました。議案審議につきましては、市

長提出議案が15件、陳情が2件で、可決、同意、承認等の区分は括弧内に記したとおりでございます。

次に、一般質問および市議会全員協議会の順に、それぞれの内容につきましてご報告を申し上げますが、初めに一般質問につきましては私からご報告を申し上げ、市議会全員協議会につきましては担当課長から報告させていただきます。

それでは、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は5月30日、31日および6月3日の3日間行われ、教育委員会関係につきましては7人の議員から質問があり、それぞれ教育長、市長または教育部長から答弁をいたしました。

初めに、1ページ最初のところですが、結城守夫議員から、『いじめ根絶』及び『学力向上』の市議会決議について」と題して、2回5項目にわたる質問がありました。1回目では、決議に対する教育委員会の見解やいじめの実態および学力の現状、決議記載の各施策に対する取組の考えについての質問がありました。これに対して教育長から、本決議を重く受けとめ、真摯に対応し、いじめの根絶と学力の向上を最重要施策として市長部局とも連携・協議しながら取り組んでいくことなど、記載のとおり答弁をいたしました。

続いて、3ページ下段の2回目で、全国学力調査の結果を公表することになったが、これまでの方向性を変えたこと、また東京都教育委員会が体罰調査について校名を公表したことに対して質問があり、教育長から4ページ上段のような答弁をいたしました。

次に、4ページ中段から6ページ上段をご覧くださいと思います。本多ゆり子議員から、「いじめに関する取組について」と題して、4回7項目にわたる質問がありました。自尊心を高め、お互いの個性を認める取組、アサーティブな伝え方、行動ができる取組などの質問があり、東京都教職員研修センターが開発した指導資料を活用し、人権教育推進委員会の研修内容として扱うことを計画しているなど、記載のとおり教育長から答弁をいたしました。

次に、6ページ中段から8ページ中段にかけてをご覧くださいと思います。山内くみこ議員から、「貧困の連鎖と格差是正のための学習支援の取組を」と題して、生活保護担当部局と連携した学習支援の取組に対する教育長の見解、および「がん教育の重要性」と題して子宮頸がんの正しい知識を伝えるための取組について、2項目の質問がありました。これに対して教育長から、家庭教育での学習支援について福祉および子育て担当部署と連携し、実践事例の情報収集を行い、どのような支援が可能か研究していく。また、学校ではこれまでもがんに関する教育を行ってきたが、がん検診受診率を向上させるためには、児童・生徒に正しいがんの知識をさらに指導する必要があると考えている旨の答弁をいたしました。

次に、8ページ中段から11ページ上段までをご覧くださいと思います。田中瑞穂議員から、「不登校支援の強化について」と「図書館分館における漫画の拡充について」と題する2点の質問がありました。初めに、8ページ中段にあるように、「不登校支援の強化について」と題して、2回9項目の質問があり、教育長より9ページから記載のように答弁をいたしました。また、「図書館分館における漫画の拡充について」につきましては、10ページから記載にありま

すように、2回6項目の質問があり、教育長より記載のような答弁をいたしました。

次に、11ページ上段から12ページ中段をご覧くださいと思います。藤野ひろえ議員から、「エアコンを特別教室にも」と題し、4回5項目について質問がありました。1回目では、これまでのエアコン設置の経過と現状について、またことしの夏の使用基準と使用料の見込みについての質問があり、それぞれ教育長から記載のとおり答弁をいたしました。2回目以降では、特別教室の使用状況を調査すべきでは、国・都に要請し、早期完備に向けて検討をなどの質問があり、いずれも教育長から記載のとおり答弁をいたしたところでございます。

次に、12ページ中段から14ページ中段にかけてでございます。ひだ紀子議員から、「市民活動を支援する市の姿勢について」と題して、3回7項目について質問がありました。初めに、生涯学習団体登録している市民団体の学習会のポスターに関して、はがした理由の説明がなかったこと、釜の淵市民館には空きスペースがなかったが、永山ふれあいセンターにはスペースがあったにもかかわらず、なかなか貼り出されなかったことなど、4項目の質問があり、教育長から、内容を確認し再度貼り出したこと、経緯は団体に説明していることなど、13ページに記載のとおり答弁をいたしました。2回目では、永山ふれあいセンターも足並みをそろえて掲示しなかったのはおかしい、はがした理由の説明がないのはおかしいとの質問があり、教育部長より、今後はなるべく早く掲示するよう教育長から指示があったこと、経緯は団体に説明していること等を答弁いたしました。3回目では、市は市民活動を抑制しているように思えるとの質問に対し、教育長から、生涯学習サークルの活動を支援することは教育委員会の使命である旨の答弁をいたしました。

次に、14ページ中段から20ページ下段までをご覧くださいと思います。鴻井伸二議員から、「防災・減災・安全対策の強化を」と「脊柱側弯症の早期発見を」と題して、2件の質問がありました。

初めに、学校教職員インターネット通信環境の整備状況の現状について質問があり、教育長から、16小学校および霞台中学校・泉中学校の2中学校で整備している、今後の対応は学校施設環境改善交付金等を活用しながら、順次整備を進めていく計画となっているとの答弁をいたしました。2回目については順次整備とは、3回目で整備の優先順位はについて質問があり、記載のとおり教育長より答弁をいたしました。

続いて、学校非構造部材の耐震化等の取組の経過と天井部材落下対策の取組についての質問には、教育長より、23年度に小中26校の点検を行い、24年度から学校で実施可能な対策を実施していること、25年度対策の進捗状況を確認するとともに、未実施箇所の対応を進めていく旨の答弁をいたしました。2回目、3回目では、24年度は国の補助金を活用した天井部材の落下対策が進んでいないが、25年度についての対応の詳細について、3回目では天井の耐震化については国に指針が示されたら対策を行うのかとの質問があり、教育長より16ページに記載のとおり答弁をいたしました。

次に、2項目目の「脊柱側弯症の早期発見を」については、4回7項目について質問があり

ました。17ページからになりますが、1回目では、脊柱側弯症早期発見のための学校検診の方法や取組の現状について、児童・生徒の発見状況と取組の現状についてなど4項目の質問に対し、教育長から17ページから19ページに記載のとおりのおりの答弁をいたしました。また2回目では脊柱側弯症の過去の発見率、3回目ではモアレ検査の導入について質問があり、教育長から19ページ下段から20ページ中段にかけての記載のとおりのおりの答弁をいたしました。4回目では、小・中9年間のうち一つの学年で実施すれば120万円である、今後の対応について市長の見解はどの質問に、市長から、よく調査しどのような対応がいいのか担当と相談して適切に対応していくと答弁したところでございます。

大変簡単で恐縮ですが、以上で一般質問の内容につきまして報告とさせていただきます、続いて市議会全員協議会の内容につきましては担当課長の方から報告をさせていただきます。

【施設課長】 施設課から、6月7日に行われました市議会全員協議会市長提出事項であります「緊急雇用創出事業臨時特例補助金について」につきまして、20ページ下段から22ページ最後まで報告をさせていただきます。

6月3日付けの朝日新聞朝刊で報道された緊急雇用創出事業臨時特例補助金の震災復興予算に関する記事について、6月4日付け事務連絡の補足説明をした。

はじめに、報道の経過は、6月3日付けの朝日新聞朝刊では次のような記事が掲載された。

「東日本大震災の復興予算で、2千億円がついた雇用対策事業のうち、約1千億円が被災地以外で使われていることが判明し、雇用された約6万5千人のうち、被災者は3%しかいなかった。その用途は『ウミガメの保護観察』や、『ゆるキャラを使ったPR隊の結成』など、震災とは関係のないものばかりであった。」というものであり、この中に、青梅市が平成24年度に実施した「小・中学校のトイレ掃除」が含まれていた。

翌6月4日朝には、テレビ朝日の番組などでも、同様の内容の報道がされた。

この報道にある「小・中学校のトイレ掃除」ですが、校舎、屋内運動場のガラスみがきや、雨どいの清掃と併せ、平成24年度予算で措置し実施した。

「緊急雇用創出事業臨時特例補助金」については、平成20年度の国の第2次補正予算により、地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、国が創設した「緊急雇用創出事業」にもとづくものである。

国は、都道府県に対し、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、都はこれを原資として、「東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金」を造成するとともに、各事業計画にもとづき、市町村に配分した。

当時は、サブプライムローン問題による、米国発の世界金融危機を契機とした雇用情勢の悪化が背景にあり、基金を活用した公的雇用創出への取組として、青梅市においても平成21年度から実施した。

その後、国による「緊急雇用創出事業」の積み増しが繰り返され、現在に至っており、今回話題となった「震災等緊急雇用対応事業」については、東日本大震災の発生に伴い、住居や仕事を

失った被災者が各地に避難していることなどから、「被災者の雇用の場の確保」、「生活の安定」を図ることを目的として、平成23年度から実施されている。

「東京都緊急雇用創出事業実施要綱」に定められた「震災等緊急雇用対応事業」においては、震災の影響による失業者のほか、平成23年3月11日以降に離職した失業者を含め、短期の雇用・就業機会を創出することを目的として実施することとされたことから、市では、この要綱の規定にもとづき補助金交付申請を行い、東京都知事の交付決定を受けた。

新聞報道を受けて、東京都産業労働局に問い合わせを行ったところ、東京都は国の平成23年度の第3次補正予算で復興予算相当額として85億2千万円を基金に算入し、24年度の「震災等緊急雇用対応事業」で執行したということであった。

市では、都の基金の原資については、国の通常予算であるのか、復興予算であるのかを判断することはできないことから、このたびの報道については大変驚いたところですが、補助金の使途については交付手続上、何ら問題はなかったものと捉えている。

今後は、国や都の動向を注視しつつ、対応していく。

企画部長から上記のとおり説明し、議員から質疑はなかった。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 わかったら教えていただきたいんですが、11ページのエアコンの使用料、子どもたちも学校にエアコンが入って喜んでいるところで、でも時間の制限とかもあるんだよというような話をしているんですが。ここに電気式が14校で520万円、ガス式は12校で142万円というような金額が出ています。これはかなり学校数にしては予算の額が大きく違うような気がするんですが、純粹にランニングコストの電気とガスの差というふうに考えてよろしいのでしょうか。

【施設課長】 電気とガスの使用料ですけれども、具体的な数字については各学校で規模的に違いますが、電気に対しましてガスの方が安価であるということで、都市ガスのインフラが整備されているところにつきましては都市ガスのエアコンを設置し、それ以外のところには電気のエアコンを設置したということです。ですから、計算をしてみますと、ガスの方は単価的には安いというふうなことになっております。

【委員】 もう一つ、7ページにある子宮頸がんの予防についてというところで、6月でしたか、副反応が大きいということで、定期接種ではなくなったというようなニュースを見ました。私も娘を持つ母としてすごく不安なところもあったりするワクチンなんですけれども。たしか、杉並区の副反応で障害が出てしまったお子さんは、区の方でそういった障害に対する治療費の補助みたいなことをされているんだということを、そのニュースのときも見ました。青梅市としては、勸奨通知というのは、分類としてはどういう通知になるのでしょうか。

【総務課長】 この子宮頸がんのワクチンにつきましては、一般質問でこのような答弁をした後、

副反応についての対応ということが出てまいりました。ですので、健康課が対応する部分はかなり多いんですけども、積極的な推奨はしないという状況になっております。そのことはすでに学校に通知しましたし、校長会でも健康課から話はしております。ただ、子宮頸がんのワクチンは受けられる状況は続いております。

【委員】 たぶん議会が終わるたびに校長会等を通じて、特に教育関係についてはお知らせをしていただいていると思うんですけども、本市ではどういうふうなシステムで校長会に情報提供しているのか、ちょっと教えてください。市報とかで概要が出たりするんですが、かなり時期がずれてしまったりしますので。

【総務課長】 議会の報告につきましては、基本的にこの教育委員会で報告をした後に、校長会でお知らせをしております。ただ、子宮頸がんのワクチンについては緊急な対応の必要がありましたので、事前にお伝えはしております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。いつものことですけども、大変ご苦労さまでした。

2 スクールソーシャルワーカーの配置について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項2、スクールソーシャルワーカーの配置について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、スクールソーシャルワーカーの配置についてご報告いたします。

報告資料2をご覧ください。

学校だけでは解決困難な生活指導上の諸課題に対応した効果的な取組を進めるために、スクールソーシャルワーカーを配置することとなりました。

スクールソーシャルワーカー活用事業の実施の背景につきましては、1に書かれているとおりでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーの役割ですが、2の四角囲みの職務内容例をご覧ください。

(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (5) 教職員等への研修活動等、以上のような職務を考えております。

最後に3の今後の予定をご覧ください。今回スクールソーシャルワーカーとして配置する方は、これまで他県で社会教育活動等の経験をされてきているのですが、スクールソーシャルワーカーとしての職務は初めてとなります。夏季休業日を活用し、指導主事とともに小・中学校や関係機関を訪問し、青梅市の教育現場に慣れていただこうと考えております。また、今後スクールソーシャルワーカー活用モデル校を指定し、活用事例の研究を進め、多くの学校で効果的な活用ができるよう準備してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 人数はお1人ですか。

【教育指導担当主幹】 はい、1人です。

【委員長】 では私から、報告と意見です。

先日、委員長が出ることになっている民生委員の会合に出たんですけども、民生委員というのは各地域からの推薦を得てやっただいているわけですけども、きわめて重要な役割であるわけですが、人を選ぶというのはまことに難しい。私はそれに関与しているわけではないですけども。学校は民生・児童委員との連携を日ごろからもっと綿密になさった方がいいのかなと思っています。このスクールソーシャルワーカーというのも、こういう人をいろいろ配置しているんですけども、その配置の人数とか、頻度とか、連携とか、そういうものが大事だと思うんですね。あまり成果が上がるというのは、逆にいえばよろしくないわけですけども、いい事例があるようなことが望ましいなと思っています。

【委員】 今の点に関連で、だいぶ前にテレビで見たんですが、指導室長さんと社会福祉課長さんが同じ方がやっている。要するに、児童の虐待とか含めてすぐに関連した情報をつかみやすいというふうなこと。たぶんNHKのニュースだと思うんですが。そういう動きがありますので、やはり委員長がおっしゃったように、関係の市長部局の方との連携ということをやっけていかなくちゃいけないなと思います。

それから、本市で初めてであるとのことですので、他市の先行事例とかありましたら、ぜひそういう研修会にも行けるような、中だけでやるのではなくて広く連携しながら力をつけていくというようなことも、あわせて今後ともお願いできればと思います。

【教育指導担当主幹】 ご意見ありがとうございます。この中で、「夏季休業中に指導主事とともに」ということをご報告させていただきましたけれども、その期間、その方は指導室に籍を置いていただこうと思っております。そのときに、子ども家庭支援センターの方とも連携を組めるように、お知り合いになっていただいたり、業務の内容を知っていただく、そのようなことも考えております。また、他市との連携につきましては、実は先々週あたり、福生市で実際に活躍している方がいらっしゃいますので、指導主事、担当係長が訪問しまして、情報を得ているところです。今後は、福生市のスクールソーシャルワーカーのところにも実践事例を聞きに行ったりということも予定しております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市学校給食会役員の改選について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項3、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、報告事項3、青梅市学校給食会役員の改選についてご報告させていただきます。

なお、事前に送付させていただきました資料の就任日について誤りがございました。正しくは本日お手元に配付させていただきました報告資料3のとおりでございます。謹んでお詫びするとともに、差し替え等をお願いしたいと思います。

それではご報告させていただきます。

本報告事項は、青梅市学校給食会運営要綱の規定にもとづき、青梅市学校給食会役員の選任をしようとするものであります。

選任の内容につきましては、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校のPTA連合会役員の改選に伴いまして、新たに小学校・中学校PTA連合会から青梅市学校給食会役員の選任をいただいたものでございます。

名簿の平成25年7月5日と記載してございます3名の方を、新たに役員に就任いただくものでございます。

任期につきましては、平成25年7月5日から前任者の残任期間の平成25年8月31日であります。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 初歩的な質問で、この理事とか監事の方たちというのは、給食について何を検討されたりしていくのか、どういう職務を実際に行われているのか、簡単でいいですから教えてください。

【給食センター所長】 学校給食会の運営要綱というのがございまして、目的ということでございますが、青梅市学校給食事業の充実・発展に協力して、学校給食の円滑な運営に関与することを目的と定めてございます。事業としましては、学校給食用物資の調達・あっせんに関する事、あるいは学校給食用物資、代金の回収および支払いに関する事等、その他、学校給食の目的を達成するために必要な事、というようなことになっております。

【委員】 代金の回収という言葉があったということは、要するに給食費の徴収のことなのではないかなと思うんですけども、ちょっと漏れ聞いた話によると、給食費の徴収について学校ごとに担当者の方が違うというか、立場の違う方。昔、私たちが教員をやっているころは、学校の先生方がやっていた時代があるんですけども、その後、都の事務とか市の事務の方か今、市の事務の方も新しい雇用が減っているとか、ちょっと難しい状況があるということをチラッと聞いてしまったんですけども、その辺については会の中では議論されることはあるのでしょうか。

【給食センター所長】 学校からは、今委員さんがおっしゃったように、大変なので、いろいろな要望というのはございます。しかしながら、学校給食というのは学校が責任を持って集金するものだということでございます。

【委員】 私がとらえているのは、要するに学校の校務分掌のことですので、校長先生の権限の中で行われていたということは、私は個人的にはとらえていますが、たまたまそういう話をちょっと聞いたということですので、結構です。

【教育部長】 担当がまちまちというお話がございました。基本的にはその学校で責任ある者が徴収すると。そういう中で、市事務の方をお願いしたり、都事務の方をお願いしたりと。今、なかなか人事管理が厳しい中で、市の事務職員が臨時職員さんでいらっしゃる学校もあります。そういう場合は、臨時の方に現金の集金というわけにもいきませんので、学校によってはいろいろな立場の人が集めるというケースはあるかと思えます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 学校給食用食材の放射性物質検査について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項4、学校給食用食材の放射性物質検査について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、学校給食用食材の放射性物質検査についてご報告させていただきます。

学校給食用食材の放射性物質検査につきましては、5月27日開催の第4回教育委員会定例会におきまして、東京都教育委員会が行う学校給食用食材の放射性物質検査につきましてご報告させていただきました。予定どおり5月29日に検査を実施いたしましたので、結果についてご報告させていただきます。

お手元の報告資料4をご覧くださいと思います。検査結果は裏面がございます。このとおり、すべて測定下限値未満でございました。

検査結果につきましては、各学校長へ通知したほか、学校給食センターの発行する献立表、学校給食センターホームページへ掲載し、公表いたしております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 青梅市立第二小学校給食調理業務委託について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項5、青梅市立第二小学校給食調理業務委託について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市立第二小学校給食調理業務委託についてご報告させていただきます。

青梅市立第二小学校の学校給食調理業務につきましては、報告資料5の青梅市立第二小学校給食調理業務委託業者選考プロポーザル実施要領により、このたび業務委託業者が決定いたしました。

たので、ご報告させていただきます。

なお、本日追加の資料といたしまして、お手元に報告資料の5といたしまして、「青梅市立第二小学校給食調理業務委託契約にかかる業者の決定について」を配付させていただいております。恐れ入りますが、最初にこちらの資料をご覧いただきたいと思います。

2の業者決定までのスケジュールでございますけれども、(1)第1回選考委員会を3月15日に開催いたし、(2)4月4日の現場説明会、(4)5月10日の業者によるプレゼンテーション、(5)5月24日に実施いたしました選考委員会による業者選定といったスケジュールでございました。

業者選定の方法でございますが、3に記載のとおり、参加業者7社から企画提案を受けまして、7名の選考委員による各社の評価採点を実施いたしました。なお、選考委員は1社につき最高100点を付することができる方式となっております。

これらの結果、5に記載のとおり、最高評価点を得点した一富士フードサービス株式会社を委託業者として選定いたしました。

次に、「青梅市立第二小学校給食調理業務委託業者選考プロポーザル実施要領」をご覧いただきたいと存じます。

選考委員会の委員の構成につきましては、恐れ入りますが2枚おめくりいただきまして、表のとおり7名の委員構成となっております。

次に、業者選考プロポーザルの評価集計結果についてでございますが、2ページ後に「評価集計表」がございます。そちらをご覧いただきたいと思います。

表の欄の一番上が参加した業者名、下段にプロポーザルの実施時間、次に選考委員のお名前ではなくて番号です。次の1から9が評価項目でございます。その下が合計欄となっております。

次のページをご覧いただきたいと思います。こちらは選考委員の評価点の合計を平均評価といたしまして、得点順に並び替えたものでございます。表の上段から順位、業者名、各評価項目の評価点となっております。表の左の欄に選考委員の持ち点100点のうち、各項目別の配点を記載させていただいております。

評価項目の2項目目の人員体制、3項目目の衛生管理体制、9項目目の見積金額に重きを置いた配点としております。

先ほど、選考の日程を簡単に申し上げましたけれども、詳しい日程等については、恐れ入りますけれども、1枚お戻りいただきました委託業者選考日程のとおりでございます。

なお、給食の開始は9月2日を予定しております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 プロポーザルの実施要領を見ますと、委託期間が平成26年3月31日までとなっているんですけれども、実際には26年度も随意契約というか、この業者さんでいくということ

いいんでしょうか。

【給食センター所長】 基本的にそのとおりでございますが、この半年の業績等を見ましての決定になろうかと思っております。

【委員】 一番最初だからそうなのかもしれませんが、安定的にというわりには、もし半年でまた替えますなんていうと、それが逆行するかなとちょっと思ったのでお伺いだけです。

【教育部長】 委員おっしゃるとおり、基本的にプロポーザルですと、複数年の契約になるかと思えます。ただ、今回の場合は初めての独自自校調理と、それから契約管財課の方の指導もありまして、いわゆるプロポーザルがよくても実際はどうなのか。そうなると、複数年契約いたしますと、契約期間の途中解除ということになってしまいますので、いわゆる半年の実績がおおむね良好であれば、随意契約として複数年という形で予定をしているものでございます。

【委員】 一日がかりで本当にお疲れさまでした。時間が書いてありますので、改めてびっくりしました。本当に大変な一日だったなと思います。ありがとうございました。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項6、青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正につきまして、ご配付の報告資料6にもとづきご説明をさせていただきます。

なお、本要綱の一部改正につきましては、本年6月25日に開催した市の経営会議において承認をされておりますので、本日ご報告させていただくということでございます。

初めに、改正の理由であります。平成26年度から5カ年にわたる第5次青梅市生涯学習推進計画の策定に当たり、青梅市生涯学習推進本部および推進本部に設置する生涯推進会議の構成員の見直しを行うため、本要綱の一部を改正しようとするものであります。

第5次推進計画策定の方針につきましては、本年5月7日に開催されました平成25年度第1回青梅市生涯学習推進本部会議において決定されております。この計画の策定に当たり、推進本部および庁内推進会議の構成員について見直しをするよう指示が出されたところであり、このことから、推進本部については、経営会議出席者と同じ構成とするため、議会事務局長を加え、庁内推進会議については生涯学習事業に関係する各課長を加える等の見直しを行ったものであります。

なお、お配りしております報告資料の最後に、生涯学習推進本部会議において決定されました第5次生涯学習推進計画の策定について添付してございますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

次に、改正の内容であります。ページをおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

初めに、第3項 組織の(3)であります。左側、改正後の欄に赤字で記載のとおり、「および議会事務局長」を加えるものであります。

次に、新旧対照表の2ページ目に移らせていただきまして、第6項 庁内推進会議(1) 推進会議は、社会教育担当部長主宰の下に、別表に定める職にある者をもって組織する、とある「別表」につきまして、このページの一番下の行から次のページにかけて記載したとおり、右側の欄の現行を左側の改正後のように改めるものであります。対象となるものは、右側現行の欄に赤字で記載の企画部秘書広報課長、企画部行政管理課長、総務部職員課長および教育部総務課長を削除し、左側の改正後の欄に赤字で記載の、財務部市民税課長、防災安全部防災課長、防災安全部生活安全課長、環境経済部農林課長、健康福祉部障がい者福祉課長、子ども家庭部子ども家庭支援課長、教育部文化課長および教育部中央図書館管理課長を加え、さらに現行では表の一番最後に記載されております市民部体育課長を、組織順位にあわせ市民部市民活動推進課長の次に記載するよう改めるものでございます。

次に、資料の2ページ目にお戻りいただきまして、3の実施期日であります。平成25年7月5日とするものであります。

本要綱の一部改正につきましては、経営会議において承認されておりますが、本日の教育委員会において報告した後、実施しようとするものであります。

以上で、青梅市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正につきまして説明を終わります。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

一つ伺いたいのは、2枚目に新旧対照表がありますね。その中に「社会教育担当部長主宰の下に」とあるんですけども、この社会教育担当部長というのは、次の(2)にもあるんですが、何を意味しているんですか。

【社会教育課長】 現在、教育部長が社会教育担当部長を兼務しております。この要綱ができた時点では、社会教育部というのがございましたので、そういう意味合いで社会教育部長が担当していたんですが、現在社会教育部は教育部と一緒にになりましたので、教育部長が社会教育担当部長となつてございます。

【委員長】 わかりました。ほかにございますか。よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

7 青梅市永山ふれあいセンターの施設利用および物品の販売行為について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項7、青梅市永山ふれあいセンターの施設利用および物品の販売行為について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、青梅市永山ふれあいセンターの施設利用および物品の販売等につきまして、ご配付の報告資料7にもとづきご説明いたします。

平成25年11月3日(日)に、永山ふれあいセンターにおいて子どもふれあいフェスタ2013

を開催するため、次のページに添付をさせていただきました子どもふれあいフェスタ2013企画書（案）の提出をしております。

子どもふれあいフェスタは、毎年、永山グラウンドで開催されます青梅産業観光まつりにあわせ、近くにありますが永山ふれあいセンターにおいて開催されており、今年度も開催するため、企画書（案）が提出されたものであります。

それでは、子どもふれあいフェスタにつきまして、提出されました企画書（案）にもとづきご説明をさせていただきます。

初めに、主催であります、子どもふれあいフェスタ2013実行委員会であり、こちらに記載の3団体が運営するものであります。

次に、事業の目的であります、記載の3項目が挙げられております。

次に、事業内容につきまして、5つのコーナーが設けられておりますが、ページをおめくりいただきまして、（4）の模擬店コーナーにつきましては、右側のページに記載のような飲食物の販売が予定されております。

次に、永山ふれあいセンターの使用につきましては、11月3日当日のほか、事前の準備として記載の2日間についても使用したいとするものであります。

子どもふれあいフェスタ2013の実施内容につきましては、以上でございます。

最初のページにお戻りいただきまして、子どもふれあいフェスタ2013につきましては、上段の9行目までが、こちらに記載してありますとおり青梅市等が後援あるいは運営に参画しており、今回提出されました「企画書（案）」および昨年までの実施状況から、まず、施設利用につきましては、施設の利用申請は、規則により3か月前の20日からの申し込みとなり、10月20日使用の場合は、7月20日からの申し込みとなります。また同じ日に申請が重なった場合には抽選ということになっております。このことから、下から6行目に記載のとおり、事前の予約を許可することといたしました。

次に、先ほどもご説明いたしましたが、模擬店コーナーにおいて飲食物の販売行為が予定されておりますが、下から3行目に記載のとおり、材料代等の実費相当額の負担を求める程度の販売金額であることから、飲食物の販売行為についても承認することにいたしました。

今回このような報告をさせていただきましたのは、施設の事前の予約、または販売行為、このようなことにつきまして、いろいろな利用団体からご意見等、また要望等がございます。今回、許可承認を出しました判断の基準を明確にして、今後も支障なく対応できるように、ご報告をさせていただきます。

青梅市永山ふれあいセンターの施設利用および物品の販売行為についての説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 この行事、さつき産業観光まつりの時期にあわせてということですが、それはもうす

で実績があるんですか。

【社会教育課長】 こちらにつきましては、平成17年度から実施をしているということで、ことしが9回目ということでございます。基本的には内容自体はそれほど変わっていないんですが、私、今回初めてこの企画書を見まして、事前の使用承認、あるいは販売行為等について、要項、規則等を見たときに、若干整理すべきところがあるんじゃないかということで、今回こういう形で整理させていただきました。

【委員】 永山でやるとすると、実は産業観光まつりのときの交通規制で車が入れないわけです。だから、今までも大丈夫だったのかなと、ちょっとそう思ったんです。

【社会教育課長】 永山丘陵を挟んで、グラウンドとはちょっと逆の方向になりますけど、四小の手前のところから入っていくと入れるのかなと。

【委員】 たぶん、一般車両を入れないように、四小側も交通規制するんですよ。だから、どうやっていたのかなと思うんですね。

【社会教育課長】 大変申しわけございません、実態についてご説明できなくて。前日の準備ということで、2日の日に丸々1日会場を抑えていますので、その辺で準備をするので当日は車を必要としないような形でしているのかなと思っています。少し確認させていただきたいと思います。

【教育部長】 いわゆる利用者の方は、産業観光まつりと同じように、下に車を置いて徒歩で上にあがっているということです。

【委員】 施設の事前予約というか、何カ月前より先にとということのルールをというふうにおっしゃったので、例えば実績だったりとか、協賛団体だとか、そういう規定があるのでしたら教えていただけますでしょうか。

【社会教育課長】 基本的に市が主催、あるいは後援、共催、直接的にかかわっているものについては、こういう案内をさせていただいております。今回、この事業につきましても、社会教育課が直接はかかわってはいないんですが、幾つかの部署がかかわっているということで、そちらを通じて、会場の確保という問題もございますので、こういう形で案内をさせていただいております。

【委員】 思い出したんですが、いつも11月3日は、何で子どもたちが青梅駅前にいっぱいいるんだろうと不思議に思っていて、産業観光まつりにこんなに子どもが行くのかなと思っていたので、こちらの方に子どもさんがたくさん参加していたんだと、今、はたと気がつきましたので発言しました。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

8 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 青梅市図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 平成25年度「いじめゼロ宣言・子ども会議」の開催について(指導室)

イ ピーター・フランクル氏講演会開催について(社会教育課)

ウ 子ども体験塾「水の中のいきもの博物館」について(社会教育課)

エ 子ども発掘体験塾実施について(文化課)

オ 収藏品展「青梅の木・花・鳥展」開催について(文化課)

カ 企画展「解決!!美術のはてな？」開催と夏休み子ども講座(ワークショップ)の実施について(文化課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 平成25年度学校基本調査結果について(総務課)

イ 第1回わがまち青梅講座実施結果について(文化課)

ウ 青梅市立美術館市民ギャラリーを利用したチャリティー事業の実施結果について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項8、諸報告ですが、あらかじめ各委員には事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 感想です。図書館の運営協議会の会議録がすごいボリュームがあるので、運営方法が変わったのかなと、そんな印象を持ちました。年度の最後だからこういう充実した内容になったのかなと。とてもしっかりとした会議だと思いました。

【委員】 「いじめゼロ宣言・子ども会議」というのは、例えばマスコミに公開するというようなことはするのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 すべてのマスコミにということは特に考えてなかったんですが、ケーブルテレビの方には、今回入っていただくということにはなっております。

【委員】 それを例えば中央紙に紹介しても大丈夫ですか。それともやっぱり遠慮してもらった方がいいですか。

【教育指導担当主幹】 特に秘密にするようなことはありませんので、今後ほかの各紙にも知らせていく方向になるかもしれませんが、構いません。

【委員】 図書館運営協議会会議録の3ページ、一番最後の方にちょっと気になる文章があって、これはまずもってとらえ方の問題なんだろうけど、「どこの教育委員会でも学校が中心の目標で、社会教育というのは隅の方で小さくなっている形なんですけど」と書いてあるのが、非常に気になります。やはりいろいろな問題を含めて、教育委員会も学校教育、社会教育、家庭教育などいろいろなところがかかわっていることを意識しなくちゃいけないのかなと思いました。こういうふうに見ている方、感じている方がいらっしやるということも。確かに議論の内容は、学校教育をどうしても主に議論するわけで、いろんな話題が上るんですけども、そうではなくてやはり学校・家庭・社会、いろいろな問題を含んだ業務を私たちがやっているんだということを、私た

ち自身も考えていかなくちゃいけないなということを改めて教えられました。

【中央図書館管理課長】 今のは分館という中に入っているところの中で、協議会の委員さんの方から発言があったところでございます。図書館をもっと数的にはふやしていかなきゃいけないかなと、こういうふうに感じました。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは説明をさせていただきますが、その前に大変申しわけございませんが、資料の差し替えをお願いしたいと思います。協議資料の2につきましては、本日机上に配付させていただいたものに差し替えをお願いしたいと思います。申しわけございません、よろしくお願いいたします。

それでは、まず協議事項1について、説明をさせていただきます。青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組についてご説明をさせていただきます。

前回の定例会では、決議で示された6つの施策それぞれの取組の方向性についてご議論をいただきました。さまざまな視点からの貴重なご意見の中には、決議への取組のベースとなるものを市教委から発信すること、学校や教職員のいじめへの具体的な対応策や家庭への周知の問題等がございました。こうした貴重なご意見につきましては、それぞれの施策への取組の中で、今後反映させていただくことといたしまして、本日はまずは決議に示された6つの施策への取組の方向性と本年度の具体的な取組内容について、若干修正を加えたものを再度お示しさせていただきますので、ご意見をいただいて、本日ご承認をいただければと存じます。

それでは、協議資料1をご覧ください。両面印刷のものでございますが、協議資料1と書いたものが表面になります。

前回の資料と異なっている部分のみご報告を申し上げます。

1の「いじめ防止条例の制定を図ること」および2の「いじめ防止のため、第三者委員会の常時設置を図ること」、この2つの施策の新規に行うものの欄につきまして、修正がございます。6月21日に43条から成る「いじめ防止対策推進法案」が国会で成立いたしました。今後は、この法案の内容を確認するとともに、今後の国・都の動向に注視して検討していくというような内容を、ここに修正し、加えております。2についても同じでございます。

4の「いじめ対応マニュアルを作成し、活用すること」につきましても、新規に行うものの欄の変更がございますのでご覧ください。いじめ防止研修会の実施につきましては、具体的な開催日、そして講師を決定いたしました。ご覧のように、7月29日に副校長・主幹教諭を対象とし

たいじめ防止研修会を行います。多摩教育事務所の指導課長に講師としていらっしゃっていただく予定になっております。

続いて裏面をご覧ください。これは、ただいまご説明を申し上げました表面の内容にもとづきまして、具体的に本年度間に取り組む事業内容を、決議で示された施策ごとに、月別に示したものでございます。内容については表面と変わりはありませんが、いつどんなことをして今年度取り組んでいくかということ、時系列に組んだものでございます。

なお、網がけにされているものは、これまで行わなかったこと、今年度新規に取り組む内容となっております。

以上で、協議資料1についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。このいじめの根絶を目指す決議への取組については、前回の定例会で事務局から示された先ほどの取組の方法等について議論をいただいてきたところです。今回示された内容が、前回の委員からの意見等を踏まえ、より具体的な事業が来年3月まで示されるなど、取組の方向性がより明確になったように思います。

それでは、事務局から示された内容について、ご意見等をお伺いします。

【委員】 意見というか感想です。SSWと書いてあるんですが、カタカナでちゃんと書いた方がいいんじゃないでしょうか。

【指導室長】 申しわけございません。今後そのようにいたします。

【委員】 学校の方の動きとすると、アンケート調査が多いですね。1回目のアンケートの集約というのは、学校あるいは教育部の方でされているのでしょうか。

【指導室長】 1回目につきましては、集約はしたんですが、まだ実は全校回収が終わっていません。ですので、すべて回収が終わったところで最終的な報告をさせていただきたいと思っております。

【委員】 市町村教育委員会の報告書があるんですけども、これはお茶の水女子大学名誉教授がよく書いていらして、その中に、いわゆる社会全体でやるのはいいけれども、責任の所在が曖昧になってしまっているかということで、〇〇先生は第一次的責任はまず家庭にあると宣言した上で、それから学校・社会で取り組むべきだということを書かれているんですね。学力向上のことも含めて、あわせて、そこをどういうふうにやっていくかというのが、一番大きな課題なのかなと思っています。なぜかというと、それは総合長期計画（第6次）で、57、58に家庭教育という欄があるんですが、本当に1枚しかないんです。家庭教育のことについてなかなか行政側としてうまく表現できないというか、踏み込めないところがあるんでしょうけれども、経験者、識者の方の意見を取り入れて、家庭に対しての啓発活動などを盛り込んでいかないと、教育課題についての解決が難しいというふうにとらえていらっしゃるようです。きょうも校長先生とのお話がありますので、学力の問題も含めて、いい実践をどんどん広めていけるような地道な活動が必要だなと思いました。

【委員長】 私から一つ。いわゆるアンケート調査というのがよく使われるわけですけども、

ここにずいぶん頻度が高く計画されています。その下に、「いじめカルテの作成・活用」とあるんですが、いじめカルテというもののイメージが私にはできていないんです。どんなものなのか、教えてください。

【指導室長】 いじめカルテにつきましては、簡単にいえば児童・生徒の個人票のようなものととらえていただければと思います。いじめられた当該の児童・生徒について、そのいじめの背景や要因や内容を克明に記録をして、そして学年や学級が変わったときにそれを引き継いでいく。あるいは、いじめがきちんと解決されたかどうかということ記録をしていく。そうすることによって、いじめの連鎖が起こった場合に、最後まで解決に導いていけているかどうか、全教職員がそのカルテを見ることによって確認もできますので、そうした意味で、子どもたちの貴重な、引き継ぎができる個人情報、いじめを受けた子どもたちの個票であると、とらえていただければと思っています。

【委員長】 頻度が高く申し上げたのは、いじめというのは、気づくというか、見つけるというのは、そういう時期ごとにやるものじゃなくて、日常のことだと思うんですね。そういう意味で、今おっしゃったいじめのカルテをつくるということだと思うんです。私たちは広く、そして深く子どもを見るようにしていかなきゃならないなと思っています。学校の教育全体にかかわる問題だと思うんですね。保護者、母親・父親が見えないものが、担任教師が見える場合もあるし、その逆の場合もある。多くの、大きくなったいじめの問題は、そういうところで、どこが弱かったのかが結構出てきているのに、そのことが触れられないでいるというのが少しおかしいんじゃないかなということ。私は、学校と親の連携というのは、言葉だけではなくて日常の意思疎通がなければならぬんじゃないかなという意見を持っています。

【委員】 いじめのカルテというお話がありましたけれども、必要な記録だとは思いますが、なかなか学校の教育現場は忙しいですよ。私も今、学生指導に当たっていますが、週案簿の書き方、週の指導計画など、あそこに書きなさいと言っているんです。子どもの様子の少しでも気になることとか、何かいつもと違う行動があったら、それを書いておく。いわゆる主幹、副校長、校長まで前の週に見るというシステムになっているはずですから、あそこにきちんと何月何日の何校時にこんなことに気がついたとか、そういうことを小まめに書いていくことによって、気づきの発端かなど。そして管理職の方も、先生に週案簿に書いてある、これは何ですかというふうな、学校のチームとしてかかわっていくような、使い方ができる。教科指導の進捗状況だけではなくて、学級経営の問題も含めて、生活指導上の問題も含めて、これを書いていくと、記録簿に使えるかなという話を、学生に話し始めているんです。だから、先生方の負担を軽くするという意味でも、週案簿が使えるんじゃないかなと、私は思っています。

【指導室長】 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。週案簿についても、総合として取り扱うものですが、1年おきに保存をし、改訂していくものでございますので、3年間、あるいは6年間というスパンであれば、週案簿とともに、このカルテも並行していくことで、さらに効果があると思えました。中長期的ないじめへのかかわりとして、いい参考になり

ました。ありがとうございました。

【委員】 いじめの問題では、やっぱりまず被害者を救おうということで、いじめに遭っているお子さんのために、アンケートだったり、電話の相談だったりあるんですが、子どもたちの暮らしている中の様子を見ると、いじめてしまう子の持っている心の闇とか、問題というのを解決しないと、一人救ってもまた次の子に向かっていくというのがあります。先ほど保護者の話も出たんですが、保護者の立場として、いじめられている側ときにはすごく必死になるんですが、いじめている側ときには、のん気と言うか、自分の子は困っていないという認識なんです。本当はその子の方が、反省のないまま大人になってしまったときにすごく困ることになるはずなので、根本的解決ということを考えたときには、ぜひ、6番の「当事者に対する緊急避難的措置」という中で、いじめている側に対するアクションも盛り込んでいただけるといいなと思いました。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件につきましては、事務局から示されました取組に対しまして承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について、取り組む施策および方向性については承認をいただきました。現在取り組んでいる施策を継続しながら、手を加えて実現できるもの、新たに行う事業などは、できるだけ早く取り組まれるようお願いをいたします。

2 青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、協議資料2をご覧ください。青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組についてご説明をさせていただきます。

前回の定例会では、学力向上について決議で示されました6つの施策それぞれの取組の方向性についてご議論いただきました。ご意見には、学力の定義に関してや、現在行われている学力・学習状況調査の結果分析の方法について、また学力向上に大きな成果をあげている他県の方策を検証し活用していくこと、小・中連携等のすでに取り組んでいる施策の成果の検証、子どもに明確な目標を持たせて学習意欲を喚起していくことなど、貴重なご意見をいただいております。こうしたご意見につきましては、それぞれの施策への取組の中で反映をさせていただくことといたしまして、本日はまずは決議に示された6つの施策への取組の方向性と、本年度の具体的な取組の内容について修正したものを再度お示しをさせていただきますので、ご意見をいただき、ご承認をいただければと存じます。

それでは、協議資料2をご覧ください。前回の資料と異なっている部分のみご報告を申し上げます。

初めに、4の「学力向上推進委員会等への外部委員の導入」の新規に行うものの欄でございますが、ここに分析資料等を指導・評価していただく外部の有識者の方を選定いたしましたので、加筆をしております。

次に、5の「学力向上のための長期計画の策定」の現在あるものの欄でございますが、前回は空欄だったんですけれども、「学力向上推進モデル校の研究と成果の発信」という文言を加えました。この学力向上推進モデル校につきましては、本年度、今井小学校と第三中学校が指定を受けておりますので、取組の成果を全校に発信してまいります。

さらに、5番目の新規に行うものの欄の、「学力向上推進計画を毎年全校で作成する」を加筆いたしました。各校での児童・生徒の学習状況の実態に対応した具体的な推進計画を各学校で毎年作成をする方向で、現在考えております。

裏面をご覧ください。今の表面の内容にもとづいて、本年度、月別にどのような取組を行うかを時系列に示したものでございます。先ほどのいじめと同じように、やはり網がけのものは新規に本年度行う取組になります。

なお、ちょうど本日、都の学力調査が全都で行われております。その内容なども含まれておりますけれども、特に4番目と5番目については、この都の学力調査の結果分析が中心になりますので、このような表組みになっております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

先ほどの「いじめ」の根絶を目指す取組と同様に、より具体的な取組が示されております。

【委員】 これが一体できるのかなとちょっと心配になりました。かなり同時並行でやらなくちゃいけないことなので。教育委員会がやること、学校がやること、家庭でやること、もっと整理されるのかもしれないと思いますけれどもね。

この資料で、4月24日に全国の調査が行われましたよね。その後、解説資料というのが学校にもう配られているというふうに書かれているんですけれども、この活用についてはどうなのかというのが1点です。要するに、結果が出る前に解説資料が配られて、これをもとにいろいろ改善・充実に取り組んでほしいということが書かれています。

もう一点は、先ほど〇〇委員がちょっと触れられたと思うんですけれども、全国でいえば小学校6年生と中学校3年生よりもっと前の学年で取り組むべき内容、方法がしっかりしないと結局だめなんじゃないかということが書かれています。その辺もどういうふうに校長会、あるいは学力向上推進委員会とあわせて検討されているのかということの情報をいただければと思います。

最後に、私は、図画工作部会で年に二、三回授業に出させていただくんですけれども、いつもお話しすることで一つ決まっていることがあるんです。皆さんB基準がはっきりしていませんねと言うんですよ。おおむね子どもたちが満足するであろう状態を目指して、1時間の計画をつくるわけです。そして、〇〇先生がおっしゃったように、大体、みんなついてくれるというか、ク

リアしてくれるけれども、そこに入ってこれない、Cにせざるを得ない子どもに対して、どういうふうにかケアしていくのかということが一つと、それから簡単にB基準を超えていくような力のあるお子さん方に対してどのように対応しているのかが一つ。そこがはっきりしないから、評価が難しいとみんなおっしゃっているんです。B基準がはっきりしないからBになかなか到達できないお子さんに対する支援方策がはっきりしない。逆に、塾とかに行かれていて、学校の勉強が簡単でつまらないお子さんたちに対して、さらに伸びるような手当をしているのか。その3つの帯をしっかりと持っておかないと評価ができない。指導と評価が一体化できないんですよという話はしているんです。その辺もう少しわかりやすく先生方に伝えていかないと、底上げできないし、力をさらに伸ばすということとはつながってこないんじゃないかなと感じています。

【指導室長】 全国の学力・学習状況調査につきましては、年度の初めに行われるもので、〇〇先生がおっしゃったように結果が非常に遅いということがございます。学校としましては、やはり解説書が出て参考にはなるんですが、自校の児童・生徒がどこまでの力を持っているのかという結果が出ないと、なかなか授業に反映できないということがありますので、解説書というのは日常の授業の参考にはされていると思うんですけども、果たして児童の弱い点がどこなのかというのは推測の域でしかないので、結果をもってさらに活用されていると思います。

それから、どこの学年でつまずきがあったのかといったことについては、全国や東京都の学力・学習状況調査に頼るまでもなく、すべての学校で学年間での連携をとっていかなければいけないと思っています。その大きな一つとしては、各学校が持っている年間指導計画であるとか、授業改善推進プラン等で、弱い部分がどこなのかということ、それから取りこぼしがある単元や教科、どこが一番自校では多いのかということは、常に連携を図りながら、年度当初には少し振り返りの時間を多くするかどうか、あるいは基礎・基本の習得を目的とした朝学習の設置ですとか、かなり大きな取組として、多くの学校は実際やっていますので、その辺の把握は進んでいるのではないかと思います。

最後に、今、〇〇先生がおっしゃった、その評価はとても難しい問題だと思うんですが、各学校での一般的なB基準の設定というのは、学習指導要領に示された内容がBであると。そこを超えていけばAでありますし、十分に満足すればAですし、到達しなければCというのが一般的でございます。例えば東京都の学力調査でいえば、数年前から設定通過率というものを示されています。これは平均点ではなくて、学習指導要領に沿った授業を受ければ、この点数は取れるであろうということを、東京都の方では示していただいていますので、ここがまさにBではないかなと思っています。ですので、本年度から学力向上推進委員会での調査の一番大本にするのは都の学力調査の結果でございますので、そうした設定通過率も参考にしながら、各学校へ、Bというものについてもぜひもう一回再考を促していきたいと思っています。

【委員】 今のご意見、大体私が聞きたかったところはかなり網羅はされていますが、設定通過率みたいなものでBというのがはっきりしたら、ある意味ではみんなそこまで習熟してほしいと。だから、習熟度に差は出ないけれども、そこに至るまでの時間はかかっている子がたくさん

んいるというような具合で、だから習熟度別というよりは、取得の時間別というか、そんな気がするんですね。それが特に低学年の方であれば、まだ追いつける。そこをしっかりと、習熟度自身にも差をつけないように、最後まで面倒見て頑張るということが、やっぱりまずは必要なこと。

それから、家庭学習も最終的に保護者にどこまで期待するのか。要は、Bに達していない子どもに対して、保護者が家で一生懸命指導してBにさせるまで期待するのか。そうじゃないとすると、少なくともそこまでは学校でやっておかないと、いくら家庭学習をやれといってもできないということになっちゃう気がするんです。だから、その辺の棲み分けというんですかね。まずは少なくとも低学年のあたりでは、とにかくつまづかないように徹底的にあきらめずにやるのが大事なかなという気がいたします。

【委員長】 私から一つ意見です。この目指すところは、やはり青梅市の平均的なものを上げるということですよ。じゃどこを上げればいいのかというのは、大体わかりますけれども。問題は、基本調査の結果も参考になるんですけども、中学校の部を見ると、無業者が8名、去年は20名いたのに減ったという、これはすばらしいことだと思うんですね。今、全国的に見ても無業者がすごくふえている。そういう統計がある。そういう中で、無業者がどうしてふえたかという、一つは問題行動、もう一つは学力不振、もう一つは無気力。この無気力というのは、もう子どもだけじゃないですよ。大人も老人もみんなそうですから、ふえているわけです。それで不登校というのを見ると、中学校の場合、114が86になった。これはすばらしいことなんです。これをなお一層上げていけば、きっと学力は上がるんじゃないかと、私は思っています。それが1点。

もう一つは、いろいろ家庭への働きかけだとか、学校での取組は、かなり続けてやってきています。なお一層このとおりやってほしいんですけども。手っとり早いのは、やはり家庭でやらずにちゃんとしたところへ追い込むことです。きょうこの後、校長先生方とお話をする機会があるわけですけども、そこへ追い込むのは何かというと、やはり宿題だと思うんです。今、宿題を出さない方が多くなっている。なぜ出さないかということ、いろいろあるらしいけれども、一つには塾に行く子どもに宿題は出せないとか、そういう考え方もあるんですけども、どこかそういう点で狂っているんですね。だから、本当に自分で取り組めない子は、取り組む手だてをあげなくちゃだめだと思うんです。そういうことも含めて、これをしっかりとやってほしいなと思います。これは意見です。

【委員】 先日、第四小学校の学校訪問のときに、指導室長が、3クラスが同じ内容をやっているのに、板書の仕方が全然違うとおっしゃいました。私は、教科の研究は確かに大事だと思うんですけども、それは単なるその教科を通してやっているんであって、その中で黒板の有効な使い方の研究とか、というのをもっとやられると、それが教科に生かされていって、教科の理解力とか効果が上がると思っています。だから、やっぱり学校内でOJTも含めてその辺もやっていただくと、校内研究の方法とか、内容も、ひょっとしたらこれから一つ大きな鍵になるような気がします。ことしと来年は国語をやって、再来年とその次は数学・算数をやってとか、そ

ういう話ではどうもないような気がするんですね。先生方の力量が全体として上がっていくための、ノウハウも含めて、そういう研究をこれからやらないといけないんじゃないかなと強く思いました。

【委員】 周りのお母さんたちと話をしていて、夕焼けランドの話にもつながるんですけども、勉強も見てくれるとうれしいわよねなんていう話を聞きました。あと、特に小学生は、繰り返すことで学ぶ基礎をつけてる年代のお子さんたちなので、理解は学校で、繰り返しを家庭でみたいな棲み分けがきちんとできて、繰り返す部分だけだったらお母さんでも見られると思うんです。だけど、小数点の割り算ができていない子に、お母さんが理解をさせようとする、学校の先生と言っていることが違う、という話になってきて、できないのよなんていう声も聞くので、先生方にきちんと理解をさせていただくということ。それで、家庭に帰ってからとか放課後でその繰り返しというところを宿題で出してもらおう。あと、2番のところに放課後教室で、教育ボランティアとか学生支援員さんという項目が入っています。ふだんの授業にたぶん入るということで掲げられていると思うんですが、それ以外にも今ある青梅市内での放課後の子どもたちへのいろいろな催しの中で、そういう教員を目指している学生の方たちに入っていて、子どもたちと一緒に勉強するという雰囲気をつくってもらおうと。家庭側へのプッシュしたようなところで、ぜひお願いしたいなと思います。

【委員】 これも事業内容のところにこう書いてあるんですね。放課後子ども教室について「スポーツや文化活動のほか、さまざまな体験活動および地域住民との交流活動などを実施する」、その後「また、あわせて学ぶ意欲のある子どもに対して学習機会を提供する」と書いてあるんです。これが、何か後でつけ加えたような感じで、ちょっと笑ってしまんですけども。やっぱり放課後子ども教室の役割というのが、ひょっとしたら最初の発案の時期から見て、ニーズが変わってきているのかもしれないし、いろいろなことがまたここから見えてくるなど。学習アドバイザーの方もそれぞれ1名いますけれども、市として、あるいは行政として、1名でいいのかとか、そういうことまで含めて、放課後子ども教室のさらなる充実・発展を目指してやっていく、ひとつの家庭との連携も含めてヒントが非常にあるような気がするなと感じました。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件につきましては、事務局から説明のありました取組に対して、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について、取り組む施策および方向性について承認されました。今取り組んでいる施策を継続しながら、なお一層手を加えてできるものはすぐに、新規に行う事業も手早く取り組まれるようお願いをいたします。

日程第5 議案審議

【委員長】 次に、議案審議を行います。本日の議事日程で示されました議案第8号の審議は、議事の都合上、議案第11号の審議終了後に行います。

議案第9号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 それでは、議案第9号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、議案第9号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の運営審議会の規定にもとづき、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱の内容でございますが、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校PTA連合会役員の改選に伴いまして、小学校・中学校PTA連合会から選出いただきました、表に記載の2名の方に、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

次のページの、青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿でございます。大変申しわけございません、こちらは審議会委員の就任日に誤りがございます。正しくは、本日お手元に配付させていただきました平成25年度青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿のとおりでございます。謹んでお詫びを申し上げますとともに、差し替えをお願いしたいと存じます。

それでは、本日配付させていただきました名簿をご覧くださいと思います。

表左側に記載の委員のうち、本日をもって辞任いたします2名の委員について、右側に記載の2名の方を新たに委嘱しようとするものであります。

恐れ入りますが、議案第9号と記載のページにお戻りいただきたいと思います。任期につきましては、平成25年7月5日から前任者の残任期間の平成25年8月31日までであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第9号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第10号 青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第10号を議題といたします。青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、議案第10号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の

委嘱についてご説明いたします。

青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりましたことから、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱にもとづきまして、次のページ、別紙記載のものを新たに委嘱しようとするものでございます。

恐れ入りますが、別紙の次のページをご覧ください。今回委嘱する方のうち、表の下から2行目にごございます学童クラブ関係選出委員の1名の方が再任でございまして、他の7名は新たに今回就任をお願いする方でございます。

前の別紙にお戻りいただきまして、委嘱の期間につきまして、本来であれば任期満了の翌日の4月1日からとすべきものでありますが、委員の選出を依頼いたしました段階において、委員の選出が各団体の年次総会において決定するため、任期を満了する3月31日までに新たな委員を選出することが困難な状況でありました。そのため、各団体から新年度委員の推薦が出そろうのを待ち、本日の教育委員会定例会に付議することとし、任期につきましては、本日もご決定いただきました後の平成25年7月10日から平成27年7月9日までの2年としようとするものでございます。

なお、本年4月1日から7月10日までの間、委員が不在となりますが、本年度第1回運営委員会の開催は小学校1学期修了後の7月下旬を予定しており、運営委員会の活動に支障は生じないと考えております。また、今後の任期満了後の委嘱期間につきましても、今回同様に7月10日から翌々年の7月9日までの2年とする予定であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第10号青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第11号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第11号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、議案第11号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本議案は、青梅市図書館条例第17条の規定にもとづきまして、社会教育関係者として青梅市小学校PTA連合会から選出されておりました委員の辞任に伴い、議案のとおり青梅市図書館運営協議会委員に委嘱しようとするものであります。

次のページ、青梅市図書館運営協議会委員名簿でございます。上から4番目の左側に記載して
ございます〇〇委員が退任することに伴って、右側に記載のとおり〇〇委員に新たに委嘱しよ
うとするものでございます。

恐れ入りますが、議案の方にお戻りいただきまして、任期につきましては、こちらに記載のと
おり、平成25年7月5日から前任者の残任期間の平成25年9月30日までであります。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございま
すか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第11号青梅市図書館運営協議会委員の委嘱に
ついて、は原案どおり可決されました。

議案第8号 青梅市立中学校教員の人事異動について

【委員長】 次に、議案第8号青梅市立中学校教員の人事異動について、を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は人事案件でありますので、地方教育行政の組織および運営に
関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、
非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

非公開

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終
了いたしました。その他何かありますか。それでは、今後の日程について総務課長から説明をお
願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

初めに、7月8日(月)学校訪問を予定しております。午前8時40分に教育委員会にご集合
いただきたいと思います。訪問校は第二小学校でございます。

次に、7月19日(金)第59回青梅市中学校陸上競技大会が開催されます。時間は午後1時
から、会場は秋留台公園陸上競技場でございます。

次に、7月24日（水）都市教育長会研修会として、講演会が開催されます。会場は東京自治会館で、12時30分に市役所を車で出発いたします。講師は、明治大学教授の齋藤孝先生です。

また、同じ日に、「いじめゼロ宣言・子ども会議」が開催されます。時間は午後1時30分から、会場は市役所2階の会議室でございます。

これは同じ日に2つの事業が同時に重なっております。どちらにご出席いただけるか、後ほど確認、調整をさせていただきます。

次に、8月1日（木）第1回教育委員会協議会を予定しております。時間は午前10時から、会場はこの場所を予定しております。内容は、特別支援学級用教科用図書等に関する協議でございます。

また、同じ日の午後1時30分から、第6回教育委員会定例会を開催いたします。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員